

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	男鹿市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.oga.akita.jp/index.cfm/12,0,147.html

執行機関名 男鹿市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)による医療費の支給に関する事務(重度心身障害者等)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項及び別表第2 第1の項 男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)による医療費の支給に関する事務(重度心身障害者等)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、男鹿市に居住地を有する乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号) 男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条第1項に規定する福祉医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	受給者本人、配偶者若しくは当該受給者の生計を維持している扶養義務者(民法(明治31年法律第9号)第877条第1項に定める者。)に係る市町村民税に関する情報
事務2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項に規定する福祉医療費受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	受給者本人、配偶者若しくは当該受給者の生計を維持している扶養義務者(民法(明治31年法律第9号)第877条第1項に定める者。)に係る市町村民税に関する情報